

Saitama Tobu Law Office

2018.1
vol.41

埼玉東部法律事務所

埼玉東部法律事務所 〒343-0816 埼玉県越谷市弥生町3番33号 越谷東駅前ビル5階 URL:<http://saitamatobu-law.jp/>

CONTENTS

弁護士近況 / オンライン法廷の登場、そしてAIと弁護士業 / 木村草太先生 憲法講演会大盛況で開催
生業訴訟、国と東電に勝訴しました / 九条俳句訴訟の戦いは控訴審へ！



Photo : Shinichi Kawasaki

弁護士 佐々木新一

弁護士 山越 悟

弁護士 池永 知樹

弁護士 川崎 慎一

弁護士 田中 浩介

弁護士 斎藤 耕平

弁護士 小木 出

弁護士 北川 浩司

弁護士 野口 千晶

弁護士 根本 明子

弁護士 井上あすか

事務局一同

今年もよろしく お願いします。



弁護士 佐々木 新一
Sasaki Shinichi

個人的にはそれなりの読書時間を持ちました。「携帯電話の電源を切っても外部から作動させて盗聴に使うことが出来る」などという事実を知ったのは『暴露』（スノーデンの告発を受け止めたジャーナリストのもの）でしたし、人は本質的に自己本位というべきなのか実験で検証しようとする試みも知りました（『モラルの起源』）。無から有が生じる現象を説明する『宇宙が始まる前には何があったのか』も判らないながらも興味深く読みました。『日本の人類学』（ちくま新書）も面白かった。他方で評判の『応仁の乱』は、「だから何んなの」という消化不良感が残りました。本が読みづらくなっているのは白内障だそうで、当然ですが年相応の変化も進んでいます。もう一年よろしくお願いします。

新年の夢物語



弁護士 山越 悟
Yamakoshi Satoru

平等でないもの、資産、能力、性格、美貌、健康等も能力の内です。換言すれば「運」の不平等ですね。市場主義では、これが人の幸福に与える影響は決定的ですが、人が良いものを求め個々の幸福を求める以上、どんな制度でも不平等は基本的に避けがたいと思われます。

不平等の要素の内、資産の不平等を重視することもありますが、これは解決しようと思えば簡単な方で、能力や性格の不平等は解決が難しい。現状では、機会の平等では解決できない。むしろ真の機会の平等とはこれらの平等でしょう。

科学は、健康、美貌、性差の不平等を克服しそうで、AIは知能の不平等を克服するかもしれません。実現すれば「運」は無意味化し、進化論も一部無意味化します。人の幸福、個人の核心は何か。革命は日々科学によってなされており、これは群生活を営み知能をもつ人間の自然的必然のかもしれません。でも原子力以上の混乱が起こるかもしれません。

持続可能な 社会に向けて



弁護士 池永 知樹
Ikenaga Tomoki

世界的な格差拡大や気候変動等を受け、2015年国連にて国際社会全体で取り組む17の分野別目標（持続可能な開発目標SDGs）が定められ、メディアで取り上げられることも多くなりました。目標16には「国家および国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する」とあります。同テーマに関連し昨年は、3月、アメリカの先駆者アール・ジョンソン論文を翻訳、法テラス紀要に掲載、6月、南アフリカの国際会議に参加、内戦後の「法の支配」促進への取組を整理、7月、ブラジル公設弁護人ととの共同論文を日弁連「自由と正義」に掲載、9月、アジア法曹国際会議「ローエイシア」東京大会と連結してアジア8か国会議の事務局長を務め、10月、国際法曹協会シドニー大会にてガイドライン策定のためのアジア報告と討議を行い、次年度採択へという一年をとりました。本年も、上記目標16を構想しつつ、依頼者の皆様へのベスト・サービスを追求していきます。

民法の成年年齢の 引き下げには反対します。



弁護士 川崎 慎一
Kawasaki Shinichi

民法は20歳未満を未成年とし、未成年者の締結した契約は取消できます。これは、判断能力の乏しい若年者を保護するという考え方による。一方、周知のとおり、選挙年齢は20歳から18歳に引き下げられました。このため、民法の成年年齢も18歳に引き下げようとの意見があります。しかし、選挙に参加する権利を与える年齢と、一人で契約を締結できる年齢が同じでなければならないわけではないと思われます。また、消費生活センターなどに寄せられる相談は、19歳以下と20歳以上で件数や内容が大きく異なり、20歳の誕生日を待って勧誘する悪質商法もみられるようです。

この問題は、若年者に対する消費者教育を充実させるとともに、若年者だけでなく認知症の高齢者などの判断能力の不十分な者を保護する制度のあり方を十分に検討した上で決めるべきであり、早急な引下は避けるべきだと思います。

以上

越谷で15年…



弁護士 田中 浩介
Tanaka Kosuke

1958年に町から市へ、人口約34万、面積約60平方キロ、鉄道の駅8つ、くわい…、埼玉東部法律事務所がある埼玉県越谷市のことです。私は、埼玉生まれの埼玉育ちですが、越谷市を初めて訪れたのは、この事務所に事務所訪問（就職活動ですね）をした時で、事務所の一員となり、越谷市内に居を構え、はれて越谷市民になりました。爾来15年、（その後、引っ越しして越谷市民ではなくなりましたが）越谷が仕事（と生活）の中心であり続けています。

そんなわけで、わがまち越谷なのですが、慌ただしさのせいか、越谷市の地理や歴史をよく知っているかといわれると、心許ないです。昨年、埼玉弁護士の会報に、埼玉弁護士会越谷支部を紹介する文章を書く際、越谷市や埼玉東部地域のことをいろいろ調べたところ、多くの発見がありました。例えば、元荒川があんなに短いなんて…。花田苑（越谷能楽堂）も、存在は知っていましたが、行ったことがありませんでした。

法律家として、憲法、民法（債権法が改正されました）、刑法…をよく理解していないわけならないことと同じなのか違うのか、自分が仕事をするこの街を自分は何も知らないということがないように、地域を見つめて、自身を見つめなおして、今年も頑張りたいと思います。

健康管理



弁護士 斎藤 耕平
Saito Koei

晴れて40歳になりました。

平均的に見て人生の折り返し地点ですので、そろそろ健康に気を遣おうと思い始めました。

とは言っても、これまでほとんど意識したことがない領域ですので、何から手を付けようかと考えて思いついたのが、「建物の上りはノーエレベーター・ノーエスカレーター」キャンペーン（自称）です。

今のスマートフォンは、自動的に階段を何階分上ったかが記録されるようになっていて（なぜかエレベーター・エスカレーターで上ってもカウントされない不思議）、時間単位、月単位、年単位でデータが残るので、モチベーションの維持にも役立っています。もう半年くらい続いているが、普通に生活していても、事務所が5階にあるので、1日あたり20階から30階分上ることになります。

これはいいかと思ったのですが、日弁連の17階で会議が頻繁にあることをすっかり忘れていました。かえって体調が崩れてしまう日があるので玉に瑕です。

「労働法教育」



弁護士 小木 出
Ogi Izuru

近隣の県立高校において、3年生を対象に、「働く前に学んでおこう」というテーマで、講演をした。就職やアルバイトをする際に気をつけるべき事を中心に話をした。

冒頭で、○×クイズを行い、わかりにくい法律用語の理解を深めた。次に、雇用契約の基本的な事項や労働条件について確認した。その上で、「解雇」「残業代」「パワハラ・セクハラ」といった典型的な労働問題について、事例を挙げてその対処法を説明していった。

この講演は毎年行っているものもあるが、特に、今年の3年生は、熱心に話を聞いて、メモをとっている姿が印象的であった。

弁護士は、紛争や事件が発生してから、事後的に、紛争や事件に関与することが多い。しかしながら、紛争や事件を可能な限り、事前に防げたら、望ましいと思う。

思えば、この講演を担当することを決めたのは、その高校出身の方が就職して半年で自殺した事件を担当したことがきっかけであった。「就職してすぐ辞めるようでは、どこに行っても役に立たない」という考え方方は一理ある。しかし、どんな大企業でも間違うことはある。どうしても苦しかったら、自分を責めすぎないで、仕事を辞める勇気を持とう。」

劣化させないで みんなの安全網



弁護士 北川 浩司
Kitagawa Koji

この欄で数年前も生活保護切下げの批判を書いたばかりなのに、不幸にもまた同じことの繰り返しです。昨年12月、厚労省は2018年度から生活扶助（生活費）の基準を最大13.7%も大幅削減する方針を示しました。子どものいる世帯や高齢世帯に特に影響が大きい案とみられます。

そもそもこの5年ほどの間に政治主導で生活保護費は減額を重ねてきました。生活扶助基準は、平均6.5%、最大10%引下げられました。例えば越谷市の夫婦子1人世帯では月約15,000円の減額となりました。住宅扶助（住宅費）の基準も下がり、例えば越谷市の2人家族では月10,000円減りました。これに追い打ちをかける今度の厚労省の引下げ方針は、該当世帯の生活への打撃をどう考えているのか、神経を疑います。

生活保護基準は、住民税非課税基準や就学援助など様々な制度と連動するため、引下げの影響は保護を受給しない世帯にも及びます。何より、生活保護＝セーフティネットがきちんとしているという安心感は社会全員が享受する利益のはず。みんなの安全網を底抜けにすることが、果たして国民多数の望みでしょうか。

相続…



弁護士 野口 千晶
Noguchi Chiaki

仕事では今まで何回か相続に関する手続きをご一緒させていただくことがありました。今回、初めて自分が相続手続きの直接の当事者となりました。

銀行、証券会社、不動産、電気、ガス、水道などの手続きもありますが、ダイレクトメールや、以前の職場から来る会報、卒業大学からの会報など、とにかく、一つ一つ手続きをしなければならず、これほどまでに煩雑な作業だったのか、とびっくりしています。

仕事としてかかわっていた「相続」は、本当に一部分であることを痛感しながら、いまだに届くよく分からぬ書類への対応が続く毎日です。

この経験が、自分自身の身辺整理に役立つだけではなく、是非、仕事の場面でも役立つようになれば、と思いつつ、作業を続けています。

2017年を 振り返って



弁護士 根本 明子
Nemoto Akiko

昨年の事務所ニュースのご挨拶として、2017年はいい年にしたい！といったことを書いたと記憶しています。

それでは、私の2017年を振り返り、良いこと悪いことを一つずつご紹介します。

まずは、悪いことから。

3月に、お財布をなくしました。中に入っていたクレジットカードの不正利用はありませんでしたが、スイカ（交通系ICカード）が不正利用されていました（再発行後、利用履歴を印字して判明しました）。警察に届を出しましたが、未だに財布は見つかりません。

良いことと言えば（九条俳句訴訟の一審勝訴については、別に記事がありますので、そこに譲ります。）、約15年ぶりに、小学生の頃の親友に会いました。15年も音信不通だったので、連絡がついたことも奇跡のようでしたが、会って話して、仲が良かった子どもの頃の思い出が次々と蘇り、素晴らしいひとときを過ごせました。

さて、今年はどんな年になるでしょうか。

この度、1年間の司法修習を終え、埼玉東部法律事務所で弁護士としてのスタートを切らせて頂くことになりました、井上あすかと申します。

私は、いわゆる貸与制世代最後の司法修習生でした。次の期の司法修習生から給費制になるとの報道を聞いたのは、司法修習が始まってわずか20日後。当時はやりきれない思いでいっぱいでした。しかし同時に、世の中には理不尽な目に遭い、声を上げられずに苦しんでいる人がどれだけいるのだろうと思わずにはいられませんでした。今となっては、司法修習が始まってすぐにこのような思いになれたことは、弁護士となるにあたって必要なことだったと思っています。依頼者の皆様の苦悩や葛藤に寄り添える弁護士となるためにも、このとき感じた思いを決して忘れないようにしたいと思います。

埼玉東部法律事務所の一員として、何ができる、何をすべきなのか。日々思案しながら、研鑽を積んでいきたいと思います。

抱 負



弁護士 井上あすか
Inoue Asuka

特集
1

オンライン法廷の登場、そしてAIと弁護士業

ロボット・ローヤーはなお存在しません。しかし、IT技術の目覚ましい発展により、オンライン法廷は既に実現しました。最も進んでいるのが、カナダ・ブリティッシュコロンビア州の裁判所が運営しているオンライン法廷です。

5千ドル以下の一定の少額裁判について、裁判所に行かずにオンライン内で解決可能です。

<https://civilresolutionbc.ca/>

もっとも、オンライン法廷を操作するのはなお人間の頭脳であり、人間が「主」です。

これを超えていくのが、現在、第三次ブームに突入したAIです。人工知能自体が学習能力をもち、人間の教えなしに自らデータの特徴を見つけ出し分析する点で、過去のAIとの決定的違いがあります。既に、米国の法律事務所においては、弁護士との会話形式のやりとりの中で法令を精查し、証拠収集し、推理して回答候補を出していくAIが導入されています。その先には、人間が「従」となるリスクもあります。もっとも、先例（データ）のない事案への対処は、なおAIにはできないという限界が指摘されています。AI時代においては、先例のない事案に対して創造を生み出すヒューマンとしての弁護士力がさらに問われることになります。私たちは、本年もさらなる創造に向けて飛躍していきます。



弁護士 池永 知樹

特集
2

木村草太先生 憲法講演会大盛況で開催

11月15日(水) 恒例の事務所学習会は、憲法学者の木村草太先生をお招きして「憲法が生きる社会」と題して越谷中央市民会館で行いました。330名が入る会場が満席で大変好評でした。木村先生をお呼びすることが出来ることになって、折角良く知られている講師が確保できるのであれば、「何時もの会場ではもったいない」「事務所だけの企画ではもったいない」等の声が出て、会場を大きくし、日頃親しくしている法律事務所・会計事務所にも声をかけ共催者となっていました。その力が会場あふれる参加者になりました。

木村先生は、例えば教育無償化問題を取り上げ、貧困層の大学・専門学校等への進学に、どの程度の予算措置をすれば何が可能かなどを、それぞれ具体的に明らかにしながら、憲法の条文を実際に実現する道筋を示し、「70年変わっていない古びた憲法だからもう変えるべきである」という声に対して、70年たっても実現されない課題とその原因をもう一度検証して

いかないかというスタンスを示されたように思われました。



講師の指摘に併せて、配布したレジュメが一斉に改頁されるさまは壯觀で、憲法をきちんと、判りやすく、笑いを取りながら(キャラクターで講師の本意ではないようですが)話すことの大切さを教えられました。感想文が108通集まったのもかつてないことでした。今後も企画を工夫して事務所学習会を続けたいと思います。



特集
3

生業訴訟、国と東電に勝訴しました

平成29年10月10日、私が弁護団に参加している「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟（通称「生業訴訟」）の判決がなされ、福島地裁は、国と東京電力の責任を認める判決を言い渡しました。

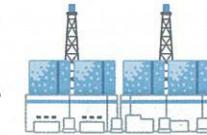
生業訴訟は、平成23年3月11日の事故当時、福島県と隣接する茨城、宮城、群馬、山形、栃木県に住み、福島第一原発事故により放射能汚染にさらされた住民約4000人が原告となり、原発施設を推し進めてきた東京電力と国に対し、①事故による放射能汚染のない状況に戻すこと、②もとに戻るまで、毎月5万円の慰謝料を支払うことを求めた裁判です。平成25年3月11日に提訴、4年半の審理を経て、ようやく判決に至りました。判決の日には、全国で報道されましたので、ご記憶の方も多いのではないでしょうか。

この判決は、国と東電の法的責任を明確に認め、かつ、茨城県の一部地域の原告にも賠償を認めるなど、中間指針等に基づく賠償対象地域よりも広い地域を賠償の対象として、「自主的避難等対象区域」等の原告について賠償金の上積みを認めたことに大きな意義があります。判決期日までに裁判所に提出した「公正な判決を求める署名」の数は「234,567筆」となり、これほど多くの国民が注目していることに後押しされた勝訴判決であったと言えます。

他方で、原状回復請求を認めなかったこと、会津や県外（茨城県の一部を除く）など賠償対象とならなかつた地域があること、賠償上積みの水準など、弁護団が現地検証や原告本人尋問等で明らかにしてきた原告らの被害実態を正しく反映した判決とはなっていないことも否定できません。

現在、当事者双方が控訴し、場所を仙台高裁に移して、再度主張をたたかわせることになっています。福島地裁には、第2陣原告の方々が提起した訴訟も係属しています。被害者の選別と分断を乗り越え、金銭賠償の実現だけでなく、生活再建策や環境回復策、医療健康管理策などの具体的な制度化、そして脱原発社会を実現するという大きな目標に向けて、最善を尽くしていこうと思います。

弁護士 斎藤 耕平



特集
4

九条俳句訴訟の戦いは控訴審へ！

2017年10月、さいたま地方裁判所にて、九条俳句訴訟の判決がありました。待望の原告勝訴判決でした。ご存じの方も多いかと思いますが、事件の内容をご説明します。

訴訟の原告は、さいたま市大宮区の三橋公民館で活動する俳句サークルのメンバーで、2014年6月に、原告が詠んだ「梅雨空に『九条守れ』の女性デモ」という俳句が、サークル内で秀作として選ばされました。これまでの例によれば、この「九条俳句」が今月の句として公民館便りに掲載されるはずでした。

しかし、公民館は、「公民館便りは、公平中立であるべき」などという理由で、掲載を拒否し続けました。

そのため、2015年6月に、原告は、九条俳句の掲載と、掲載拒否により被った精神的苦痛の賠償を求め、提訴しました。これが、九条俳句訴訟です。

原告弁護団の団長は当事務所の佐々木弁護士で、斎藤弁護士と私も参加しています。

訴訟において、原告は、公民館が中立性・公平性を誤解していること、公民館職員は独断的判断で住民を不当に差別してはいけないこと、掲載拒否が市民の表現の自由や学習活動についての憲法上の権利の侵害にあたること、などを主張しました。訴訟は、市民の皆様からの応援だけでなく、教育学や憲法学の教授からも厚いご支援をいただきました。

2年半の戦いの末、裁判所は、掲載拒否が原告の思想信条を理由として不公正な取り扱いをしたものであり、違法であると判断し、さいたま市に対し、原告に慰謝料を支払うよう命じました。

この判決により、九条俳句を公民館便りに載せなかつたことは違法だと明らかになったにもかかわらず、市は、九条俳句の掲載拒否の態度を続けています。このような市の態度を受け、原告は控訴を決意し、戦いの舞台は、高等裁判所に移ることになりました。

さいたま地裁の判決は、原告の勝訴判決ではあるものの、掲載請求までは認めなかつたり、市民の憲法上の権利が侵害されることまでを認めたものではありませんでした。

そのため、控訴審では、さらに画期的な原告勝訴の判決を求めるつもりです。

今後とも、九条俳句訴訟にご注目下さい。



弁護士 根本 明子